

国立大学法人の業務運営に関する FAQ

(令和8年3月改訂版)

文 部 科 学 省

国立大学法人の業務運営に関する FAQ 目次

予 算

- Q1. 学部や研究科等の教育研究組織を改組する場合、設置基準上必要となる教員や教育研究を行う上で必要となる教員等の経費は、予算措置されるのか。…………… 6
- Q2. 学部・大学院の入学定員を減らすと教員の人数も減らさなければならないのか（運営費交付金が減額されるのか）。…………… 6
- Q3. 授業料を値上げすると運営費交付金が減額されるのか。…………… 6
- Q4. 運営費交付金の授業料免除枠について、収容定員による算定と成績優秀者による算定に分かれているが、収容定員による算定分の財源で成績優秀者の免除を実施しては行けないのか。…………… 6
- Q5. 交付決定を行った期間内に事業が完了しない場合、翌年度に事業を繰り越すことは可能か。…………… 7
- Q6. 事業内容が変更となった場合、どのようにすればよいのか。…………… 7
- Q7. 補助金により整備した装置等を処分する場合、どのようにすればよいのか。…………… 7

決 算

- Q8. 運営費交付金を繰り越すことは可能なのか。…………… 7
- Q9. 目的積立金は、認められないのか。…………… 8
- Q10. 目的積立金は、施設・設備にしか使えないのか。…………… 8
- Q11. 目的積立金の使途は、あらかじめ特定の事業に使うといった定め方をしなければならないのか。…………… 8
- Q12. 目的積立金の執行残は、中期目標期間（6年）終了時に国庫納付しなければいけないのか。…………… 8
- Q13. 事業報告書は、記載例のとおり作成しないと行けないのか。…………… 8

資産運用

- Q14. 国立大学法人が業務上の余裕金の運用を行ってよい対象範囲はどこまでか。…………… 9
- Q15. 国立大学法人の産学連携部門などが一般企業の株式運用をすることは可能なのか。…………… 9
- Q16. 寄附により国立大学法人が株式を取得することは可能なのか。…………… 9
- Q17. 国立大学法人が医療法人の持分の寄附を受入れることはできるのか。…………… 11
- Q18. 株式会社から多額の寄附を自社株式で受けとろうとする場合、会社法の規定により自社株式を無償で譲渡できないため、最低価格での募集株式の売買という形式をとる必要がある。この場合、国立大学法人が最低価格での募集株式を購入することは、余裕金の運用や出資に係る法令上の規定に抵触しないのか。…………… 11
- Q19. 寄附者へ返礼品を渡すことはできるのか。…………… 11
- Q20. 出資の相手方に当期利益が発生しない場合（当期が赤字の場合）でも、特定事業による収益（特定事業の収入）の一部を寄附として受け取ることができるか。…………… 11

Q21.	上場株式の遺贈寄附の申し出があり、永久的に寄附株式の配当金を原資として寄附目的事業へ充ててほしいと申出者から要望があった。「国立大学法人及び大学共同利用機関法人が株式及び新株予約権を取得する場合の取扱いについて（通知）」（平成29年8月1日付29文科高第410号）において、株式を取得後は換金可能な状態になり次第速やかに売却することが求められているが、「特段の事情」として、寄附により取得した株式について、その配当金等を原資として寄附目的に充てることを想定したものであるなど、一定の期間において株式を保有することが寄附目的である場合は必要な期間保有し続けることが可能とされているが、この「一定期間」はどこまで認められるのか。また、「永久的に寄附株式の配当金を原資として寄附目的事業へ充ててほしい」という寄附者の意向によって、受け入れた株式を売却できないということはあるか。．．．．．	11
Q22.	国立大学法人等の土地等を第三者に貸し付けることは可能か。．．．．．	12
Q23.	土地等の貸付を行う際に文部科学省への認可申請手続きは必要か。．．．．．	12
Q24.	国立大学法人法第33条の3又は第33条の4により、第三者への土地等の貸付認可申請の具体的手続きはどのように行うのか。．．．．．	12
Q25.	国立大学法人法第33条の4に基づく貸付計画の認可対象はどのようなものか。．．	13
Q26.	土地等を第三者への貸付をする際に、具体の貸付期間や貸付先の用途が定まっていなものを国立大学法人法第33条の3又は第33条の4として申請することは可能か。．．．．．	13
Q27.	寄附により取得した土地を譲渡する際の必要な手続き等はあるか。．．．．．	13
Q28.	大学が国から出資された土地を第三者に譲渡した際に、当該土地譲渡収入を用いて代替地の用に供する土地を取得した場合には、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構への納付は免除されるのか。．．．．．	13
Q29.	寄附により取得した土地を処分することにより生じた収入についても、一定の金額を独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に納付しなければならないのか。．．．．	14
Q30.	大学の子会社（出資先）があげた収益を、その大学に寄附することはできるのか。．．	14

出資事業

Q31.	国立大学法人はベンチャーキャピタル（VC）を設立してもよいか。．．．．．	14
Q32.	国立大学法人が、海外事務所を現地法人化し、その現地法人に出資をして、得られた利益を回収することは可能か。．．．．．	14
Q33.	国立大学法人は、別の国立大学法人が発行する大学債を買えるのか。．．．．．	15

収益事業

Q34.	国立大学法人は収益を伴う事業は行えないのか。．．．．．	15
Q35.	大学が民間企業や個人に対して法律相談業務等を行って、対価を得ることはできるのか。．．．．．	15
Q36.	大学の施設・設備等に命名権（ネーミングライツ）を設定することはできるのか。．．	16
Q37.	学内に設置された教職員等用の保育施設に、地域の幼児を受け入れることは可能か。．．．．．	16
Q38.	大学のパンフレットなどの出版物や敷地内に企業広告を掲載し、広告収入を得ることはできるのか。．．．．．	16
Q39.	国立大学法人が、学外の学術団体（学会）の運営業務（事務局業務等）を受託し、収益を得ることは可能か。．．．．．	17

人 事

- Q40. 国立大学法人の役員の報酬や職員の給与は国家公務員の給与に準じて決定しなければならないのか。 17
- Q41. 学長の報酬をより高い報酬に設定することは可能なのか。 18
- Q42. 職員の初任給決定や昇格、昇給制度は国家公務員の基準より有利に設定することは可能なか。 18
- Q43. 無期雇用職員等の給与は運営費交付金から支出しなければならないのか。 18
- Q44. 承継職員等の給与を運営費交付金から支出しなければ当該職員の退職金相当額の予算が措置されなくなるのか。 18
- Q45. 例えばU R A（リサーチアドミニストレーター）や社会福祉士などの職種を新たに設けた場合、退職金の予算措置はされないのか。 18
- Q46. クロスアポイントメント制度と兼業との違いは何か。 19
- Q47. クロスアポイントメントを活用する際の留意点は何か。 19
- Q48. 海外機関とのクロスアポイントメント制度適用に当たっての留意点は何か。 19
- Q49. クロスアポイントメント制度適用教員に実際に労働災害事例等が発生した場合、認定や手続等については出向元、出向先どちらの事業所が対応するのか。 19
- Q50. クロスアポイントメント制度を適用する場合の給与決定の方法はどのようになっているのか。 20
- Q51. 国内の国立大学教員をクロスアポイントメント制度などで海外において勤務させた場合、共済の福祉事業（貯金事業・各種保険事業）の一部が制限されることとなるが、何か対応策はあるか。 20

産学連携

- Q52. 民間企業等との共同研究、受託研究を実施するに当たり留意すべき点は何か。 20
- Q53. 大学が企業等との産学連携を行う形態として、共同研究、受託研究、寄附の3類型以外にどのような形態が考えられるのか。 21
- Q54. 民間企業と共同研究契約を締結するに当たり知財の帰属等について、留意すべき点はあるか。 21
- Q55. 特許権の共有において、第三者への実施許諾の条件等は、共有者間の契約で自由に定めることはできるか。 21
- Q56. 共同研究及び受託研究の実施に当たり、教職員（承継職員等、U R Aを含む）・学生等について、エフォートに基づく人件費を経費として企業等に求めることはできるのか。 21
- Q57. 共同研究及び受託研究の実施に当たり、承継職員等についてエフォートに基づく人件費を経費として企業等から徴した場合、それによって運営費交付金が減額されることはないか。 22
- Q58. 企業等との共同研究における間接経費の算定は自由に設定することができるか（科研費等の競争的研究費の一般的な割合である30%を上回っても良いか）。また、間接経費の算定についてどのような点に留意すべきか。 22

Q59. 企業等との共同研究費を本部事務局が学内部局に予算配分する際、直接経費のみを配分し、間接経費については本部事務局が負担している管理費等の経費を差し引いた上で学内部局に別途配分するといった運用はできないか。．．．．．	22
Q60. 寄附により新株予約権を取得することはできないのか。．．．．．	22
Q61. 国立大学法人が法人発ベンチャー等の企業を支援することを目的に、寄附以外に、知的財産権の許諾、直接金銭の出捐又は現物（権利を含む）の譲渡、その他サービスの提供（不動産の貸付けを含む）を行い、代わりに株式又は新株予約権を取得することは出資行為に当たるため国立大学法人法22条の規定によりできないのか。．．．．．	23
Q62. 「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」に記載されている「戦略的産学連携経費」（今後の産学官連携活動の発展に向けた将来への投資や、そうした活動に伴うリスクの補完のための経費）や、特許収入のような年度によって激しく変動する収入を会計年度を繰り越して使用することができないのではないのか。．．．．．	23
Q63. 大学の産学連携組織を外部法人化することは可能か。その際、大学が当該外部法人に出資することは可能か。．．．．．	23
Q64. 民間企業との共同研究又は受託研究において、研究終了後に経費に残金があった場合、当該企業に残金を返還する必要はあるか。．．．．．	24
Q65. 民間企業との共同研究又は受託研究において、企業の経費の支払いを後払いとすることは可能か。．．．．．	24

国立大学法人評価・中期計画

Q66. 評価・改善のプロセスを機能させるため、国立大学法人評価の結果に対してインセンティブを与えるような制度や仕組みはあるのか。．．．．．	24
Q67. 国立大学法人評価は認証評価をもって代えられないか。．．．．．	24
Q68. 大学ポートレート等は、国立大学法人評価で活用されるのか。．．．．．	25
Q69. 当期総損失が発生すると国立大学法人評価で評価が下げられるのか。．．．．．	25
Q70. 個人情報漏えいや研究不正等の不祥事が発生すると国立大学法人評価に影響があるのか。．．．．．	25
Q71. 学生の入学定員や収容定員が充足率を満たしていない、あるいは超過している場合、国立大学法人評価に影響があるのか。．．．．．	25
Q72. 会計検査院から意見表示等がなされた場合、国立大学法人評価に影響があるのか。．．．．．	25
Q73. 次について記載した中期計画が認可されたことをもって、当該事項の認可が得られたと考えてよいのか。（重要な財産の処分等／積立金の使途／新学部を設置）．．．．．	26
Q74. 中期計画に記載した重要な財産の処分等について、中期目標期間内に処分に至らなかったが、引き続き処分したいと考えている場合、次期中期計画に再度記載して差し支えないか。．．．．．	26

政府調達

Q75. 国立大学法人は、政府調達協定の適用を受けるのか。．．．．．	26
Q76. 国立大学法人を政府調達適用外機関にすることはできないか。若しくは、適用契約を限定（例えばコンピューター製品のみ）することはできないか。．．．．．	27
Q77. 政府調達における「教育サービス」とは、どのようなものが考えられるのか。．．．．．	27

- Q78. 特に情報システムの政府調達を行う場合に、期間が非常に長いため、その間に新たな技術の製品化等が行われることが多々あり、同じ費用で高機能・高性能の機器等の導入の機会を逃していると考えるが、この点について、改善を行う方法はないか。・・・ 27
- Q79. 政府調達において、入札公告は官報を用いて行っているが、多くの時間とコストを要している。官報によらず大学の HP で入札公告を行うことは可能か。・・・・・・ 28
- Q80. 国立大学法人は、会計法など国の会計法令の適用を受けるのか。・・・・・・ 28
- Q81. 契約方法について、世界最高水準の研究を行うに当たり、世界最高水準の機器を取得したい場合でも、随意契約によらず、最低価格落札方式が推奨されるのか。・・・・ 28
- Q82. 国立大学法人の一般競争入札において、予定価格調書の作成は必須なのか。・・・・ 28
- Q83. 国立大学法人の調達では、公募や企画競争による調達手続について、制約又は方針はあるのか。・・・・・・ 29
- Q84. 入札公告、落札者等の公示等の官報掲載日はいつでもよいのか。・・・・・・ 29

その他

- Q85. 学内組織の設置については、全て文部科学省の認可（あるいは許可）が必要となるのか。・・・・・・ 29
- Q86. 学部等の設置においては、公私立よりも厳しい基準での審査が行われているのか。・・・・・・ 30
- Q87. 外部資金等を財源として有期雇用している特任教員（特命教員）は、大学設置基準上の基幹教員及び大学院設置基準上の研究指導教員、研究指導補助教員とすることができるか。・・・・・・ 30
- Q88. ダブルディグリーや私費プログラムを拡大し留学生を増やしたいが、定員管理上留意すべき点はあるか。・・・・・・ 30
- Q89. 国立大学法人が設置・運営する宿泊施設は、旅館業法の対象となるか。・・・・ 30

※本 FAQ は令和 8 年 4 月 1 日時点の法令等に基づき作成したものである。

予 算

- Q1. 学部や研究科等の教育研究組織を改組する場合、設置基準上必要となる教員や教育研究を行う上で必要となる教員等の経費は、予算措置されるのか。
- A1. 改組が認められたとしても、予算上、当該改組に伴う教員人件費が措置されるものではありません。
- Q2. 学部・大学院の入学定員を減らすと教員の人数も減らさなければならないのか（運営費交付金が減額されるのか）。
- A2. 第4期中期目標期間における運営費交付金の算定において、学生の入学定員の減に伴い機械的に教員経費を減額することはありません。
また、学生の入学定員の増減に伴う授業料及び入学料収入の増減についても、運営費交付金の増減に影響しない仕組みとし、入学定員の増減に連動する学生経費のみを一定の単価により増減することとしています。
- Q3. 授業料を値上げすると運営費交付金が減額されるのか。
- A3. 個々の大学で授業料を値上げしても、運営費交付金の増減には影響しません。
第4期中期目標期間における運営費交付金の算定に当たっては、各大学の収容定員に対して「標準額」を乗じることにより授業料収入を見積もっており、授業料を値上げしても運営費交付金の増減に影響しない仕組みとしています。
授業料は、「国立大学等の授業料その他の費用に関する省令」第10条に基づき、「標準額」の120%を上限（下限なし）として、学則等において各大学がそれぞれ設定することが可能となっています。また、令和6年4月1日より、外国人留学生の受入のための環境の整備その他の事情を考慮して特に必要があると認めるときは、標準額に関わらず、外国人留学生の授業料等を設定できることとなっております。
- Q4. 運営費交付金の授業料免除枠について、収容定員による算定と成績優秀者による算定に分かれているが、収容定員による算定分の財源で成績優秀者の免除を実施してはいけないのか。
- A4. 差し支えありません。
授業料免除については、国立大学等の授業料その他の費用に関する省令第13条（経済的負担の軽減のための措置）の規定に留意しつつ、各大学の定める規程等に基づき実施いただくものです。大学によっては法人化以前の家計基準等を準用して授業料の減免を行っていること承知しておりますが、運営費交付金の授業料免除枠は、経済的理由や成績優秀者等といった認定事由に依らず授業料減免の実績等をもとに算定しておりますので、各大学の実情に応じて、日本人学生・外国人留学生を問わず対象者を適切に認定し、運営費交付金による財源を活用して成績優秀者に対する免除を充実させることも可能です。なお、経済的理由による授業料減免を行う際には、各種証明書のほか必要に応じて残高証明などにより確認を行い、対象者を適切に認定することが重要です。

(補助金)

Q5. 交付決定を行った期間内に事業が完了しない場合、翌年度に事業を繰り越すことは可能か。

A5. 原則、交付決定を行った年度内に事業を完了する必要がありますが、当該補助金が繰り越しが可能な経費として認められているものであって、やむを得ない事由により、整備対象設備の納入等の事業内容が年度内に完了しないことが見込まれ、納入期限を翌年度とする契約を締結しようとするなど、歳出予算の繰り越しを必要とする場合は、「翌年度にわたる債務負担」について、あらかじめ財務大臣の承認を経る必要があります。

繰り越しに際しては所要の手続が必要となりますので、繰り越しに係るやむを得ない事由が生じた場合は、速やかに事業担当課まで御連絡願います。

Q6. 事業内容が変更となった場合、どのようにすればよいのか。

A6. 交付決定した事業内容について、当該事業内容に変更が生じた場合は、各補助金交付要綱の規定にあるとおり、「軽微な変更」の場合を除き、「補助事業の変更」若しくは「計画変更の承認」手続が必要となります。そのため、事業内容に変更が生じる場合は、事前に事業担当課まで御連絡願います。

Q7. 補助金により整備した装置等を処分する場合、どのようにすればよいのか。

A7. 補助金により取得した財産については、各補助金交付要綱の規定にあるとおり、その財産の処分について制限が課せられており、処分を制限された期間内に取得財産等を処分しようとする場合は、あらかじめ文部科学大臣の承認を受ける必要があります。そのため、財産処分に係る事由が発生した場合は、速やかに事業担当課まで御連絡願います。

なお、財産処分の承認に当たっては、平成 20 年 6 月 16 日付け 20 文科会第 189 号「文部科学省一般会計補助金等に係る財産処分承認基準について（通知）」に従い、手続を行うこととしており、各補助金交付要綱に規定する「大臣が別に定める期間」については、「補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める件」（平成 14 年 3 月 25 日文部科学省告示第 53 号）を参照願います。

決 算

Q8. 運営費交付金を繰り越すことは可能なのか。

A8. 可能です。

運営費交付金は（使途が定められている特殊要因運営費交付金を除き）、その執行残を損益計算書上の利益として出した上で、目的積立金として繰り越し、翌事業年度以降に使用することが可能です。

また、初めから複数年にわたって使用することが予定されており、業務の達成度が客観的に測定できるものについては、規程を整備し、学内で意思決定することにより、運営費交付金債務のまま、翌事業年度に繰り越すことが可能です。

なお、運営費交付金のうち、文部科学省が業務達成基準で収益化を行うものとして指定したのもも、上記と同様に運営費交付金債務のまま、翌事業年度に繰り越すことが可能です。

Q9. 目的積立金は、認められないのか。

A9. 認められています。

国立大学法人等においては、その事業である教育研究の特性から中期計画において記載された教育研究に係る当該事業年度に行うべき事業を行った場合には、剰余金について、予め国に帰属すると定められたものを除き、原則として経営努力認定を行う取扱いとしています。

具体的には、目的積立金は、当期総利益と次年度以降使途が決まっていない現金のいずれか低い方で算出しており、その金額から減額されたことはなく、申請した金額が全額承認されています。目的積立金は、国立大学法人等が一定のインセンティブのもとで弾力的かつ効果的・効率的な業務運営を行える仕組みとして認められた制度です。利益は利益として出した上で、それが費用の節減、収益の増の結果であることについて説明してください。

Q10. 目的積立金は、施設・設備にしか使えないのか。

A10. 目的積立金は教育研究の質の向上及び業務運営の改善など各法人における使用目的に基づき、施設・設備以外の物件費や人件費にも使用することが可能です。

Q11. 目的積立金の使途は、あらかじめ特定の事業に使うといった定め方をしなければならないのか。

A11. 目的積立金の定め方については、中期計画の「剰余金の使途」の範囲内であればよく、各法人に委ねられています。例えば、剰余金の使途について「教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。」としている法人においては、「教育研究環境整備積立金」、「組織運営改善積立金」などと大括りで目的積立金を定めることも、「〇〇研究積立金」、「〇〇機器購入積立金」などと詳細に定めることも考えられます。

Q12. 目的積立金の執行残は、中期目標期間（6年）終了時に国庫納付しなければいけないのか。

A12. 目的積立金のまま繰り越すことができませんが、繰越申請し、承認を受ければ前中期目標期間繰越積立金として次期中期目標期間に繰り越すことができます。

なお、病院再整備やキャンパス整備といった大型プロジェクト以外でも中期目標期間を越えて使用することに合理的な理由がある場合は、繰越しが認められますので、繰越しを考えている案件がある場合は、国立大学法人支援課まで御相談ください。

Q13. 事業報告書は、記載例のとおり作成しないといけないのか。

A13. 事業報告書については、標準的な様式は文部科学省より通知されていますが、通知において注意書きしているとおり、必要に応じて図表を入れて説明することや、最低限の項目を削除しない限りにおいて適宜様式を変更することは可能です。（令和6年3月29日付け5文科高第2233号「財務諸表に添えることとされている事業報告書及び決算報告書の様式の変更について（通知）」）

資産運用

Q14. 国立大学法人が業務上の余裕金の運用を行ってよい対象範囲はどこまでか。

A14. ①国債、地方債、政府保証債その他文部科学大臣の指定する有価証券の取得、②銀行その他文部科学大臣の指定する金融機関への預金、③信託業務を営む金融機関への金銭信託に限定されています。これは、国立大学法人法第 35 条の 2 において準用する独立行政法人通則法第 47 条（以下「準用通則法第 47 条」という。）において規定されています。

一方、第 33 条の 5 において、文部科学大臣の認定を受けた国立大学法人等に対しては、公的資金に当たらない寄附金等の自己収入を、前述した準用通則法第 47 条の規定に関わらず、【1】金融商品取引法に規定する有価証券であって政令で定めるもの（株式を除く。）、【2】預金又は貯金（文部科学大臣が適当と認めて指定したものに限る。）、【3】信託会社又は信託業務を営む金融機関への金銭信託、という方法により運用することが可能です。また、今後、国立研究開発法人科学技術振興機構へ寄託し、余裕金を運用する事が可能となる予定です。

準用通則法第 47 条に基づく 余裕金運用の対象	国立大学法人法第 33 条の 5 に基づく 余裕金運用の対象
国債、地方債などの元本保証のある有価証券の取得	投資信託の受益証券、無担保社債、外貨建て外国債などの一定の元本保証のない有価証券の売買
銀行などへの預金（円建てのみ）	預金又は貯金（外貨建ても含む）
信託銀行が扱う元本保証のある金銭信託	元本保証のない金銭信託
国立研究開発法人科学技術振興機構への寄託	

※準用通則法第 47 条により運用が可能となる「銀行その他文部科学大臣の指定する金融機関への預金」の「その他文部科学大臣の指定する金融機関」については、告示により、（1）商工組合中央金庫、（2）信用金庫、（3）信金中央金庫が指定されています。

※信託会社又は信託業務を営む金融機関への金銭信託のうち、運用方法を特定するものは、金融商品取引業者との投資一任契約の締結によるものに限られます。この「金融商品取引業者」には、登録金融機関として投資運用業を行う信託兼営金融機関を含みます。

Q15. 国立大学法人の産学連携部門などが一般企業の株式運用をすることは可能なのか。

A15. 株式を自家運用（他者に委託するのではなく自ら運用すること）することはできません。上の A14. のとおり、国立大学法人が業務上の余裕金の運用を行うことができる対象に株式は含まれていないためです。

一方、信託会社又は信託業務を営む金融機関への金銭信託（運用方法を特定するものにあつては、金融商品取引業者との投資一任契約の締結によるものに限る）を行う場合に、受託者が株式に投資することについては問題ありません。

Q16. 寄附により国立大学法人が株式を取得することは可能なのか。

A16. 可能です。ただし、一定の留意点があります。

これは、国立大学法人が寄附により株式を取得することは、法において直接には禁止されていないこと、また、寄附により株式を受け入れないことは法人として得べかりし

利益の放棄につながるとの考え方によります。寄附目的が、国立大学法人の業務に資する場合で、寄附条件が国立大学法人の業務を不当に拘束することなどが無い場合には、寄附者の意向を尊重して株式を受け入れることは法的には可能です。

一方で、寄附により株式を取得した場合、国立大学法人が総株数の過半を占めることのないよう株式の保有比率についての留意が必要であるのに加えて、株式の取得後において以下の点等に留意する必要があります（平成 29 年 8 月 1 日付け事務連絡「国立大学法人及び大学共同利用機関法人が株式及び新株予約権を取得する場合の取扱いについて（通知）」参照）。

(1) 株式保有上の留意点

1. 株式の取得後、特段の事情なく保有し続けることは、準用通則法第 47 条において、余裕金の運用として株式を取得することが認められていないという法の趣旨にかんがみ適切でないことから、換金可能な状態になり次第可能な限り速やかに売却することが求められること。

※国立大学法人等が寄附により取得した株式について、その配当金等を原資として寄附目的の遂行に充てることを想定したものであるなど特定の寄附目的がある場合には、「特段の事情」に該当するものとして、寄附者の寄附目的の達成に必要な期間保有し続けることができるものとしている。これについては、下記の未公開株でも同様の考え方である。

2. 取得した株式が未公開株である場合は、株式公開後可能な限り速やかに売却する必要があること。

3. 各事業年度末における株式の保有状況については、財務諸表の附属明細書において情報開示することとされており、特定の株式を相当期間に亘って保有している場合、その意図が無くとも相当の関係があるものと見なされかねないことに留意する必要があること。

(2) 株主としての権利行使上の留意点

1. 配当の形で利益の分配を受ける権利及び経営破綻など会社が解散しなければならなくなった場合に、清算後の残余財産を受ける権利などのいわゆる自益権を行使することは特段の制約はないこと。

2. 議決権の行使など株主として株式発行元の会社の経営に参加する権利などのいわゆる共益権を行使することは、国立大学法人等の業務の範囲を超えるものであり、原則認められないこと。

3. 各事業年度末における株式の保有状況については、財務諸表の附属明細書において情報開示することとされており、特定の株式を相当期間に亘って保有している場合、その意図が無くとも相当の関係があるものと見なされかねないことに留意する必要があること。（※保有する株式の比率によっては、共益権を行使しないことによって、当該企業の経営に著しい影響を与える場合があることに十分留意すること。）

※ 国立大学法人が株式を取得できるケース

○出資による形式（教育研究施設管理等事業者への出資、承認 T L O への出資、認定特定研究成果活用支援事業者への出資、研究成果活用事業者への出資、成果活用促進事業者への出資、指定国立大学研究成果活用事業者への出資）

○寄附による形式（A16.参照）

○法人発ベンチャー支援の形式（A61.参照）

※ 国立大学法人自身が株式を取得するわけではないが、寄附金等による運用は可能（投資判断の全部一任による金銭信託として A14.参照）

Q17. 国立大学法人が医療法人の持分の寄附を受入れることはできるのか。

A17. 国立大学法人が医療法人の持分の寄附を受けることについては問題ありませんが、株式の場合と同様に、寄附された持分を特段の事情なく保有し続けることは適当でないと考えられます。また、持分と議決権が不可分であるときは、持分の寄附を受けた場合でも議決権の行使が不可能である点にご留意ください。なお、医療法人の持分の寄附が、租税特措法上のみなし譲渡所得税非課税措置の特例を受ける対象に当たるか否かといったことについては、持分は株式と類似の資産として承認特例の対象たりうると考えられますが、詳細については国税庁・所管の税務署へお問合せください。

Q18. 株式会社から多額の寄附を自社株式で受けとろうとする場合、会社法の規定により自社株式を無償で譲渡できないため、最低価格での募集株式の売買という形式をとる必要がある。この場合、国立大学法人が最低価格での募集株式を購入することは、余裕金の運用や出資に係る法令上の規定に抵触しないのか。

A18. 抵触しません。このような場合は、形式上会社法 199 条による募集株式の売買という形を成していますが、最低価格での取引に係る企業に対する払込金に業務上の余裕金を充てるとしても当該行為は運用を目的とするものではなく、寄附を受けるための必要な経費の支出であって、業務上の余裕金の運用制限の対象とはならないものと考えられます。また、必要になる募集株式の売買にかかる支出については、新株予約権の現金化の過程における必要経費と同様に、共益権（会社経営に参加する権利等）の行使を前提とするものではないため、国立大学法人法第 22 条第 1 項第 6 号から第 9 号及び、第 29 条第 1 項第 5 号から第 8 号及び、第 34 条の 2 第 1 項に規定する出資に相当するものではないと考えられます。

Q19. 寄附者へ返礼品を渡すことはできるのか。

A19. 一定の留意のもと可能です。

返礼品の金額が寄附額の大部分を占める、又は大学の業務範囲から大きく逸脱するようなものは望ましくありません。例えば、お礼状や活動報告、法人が運営する施設等で作成したもの、法人名等を記した簡素な文具など法人の活動を周知するためのものを寄附者にお返しする程度であれば可能であると考えます。

Q20. 出資の相手方に当期利益が発生しない場合（当期が赤字の場合）でも、特定事業による収益（特定事業の収入）の一部を寄附として受け取ることができるか。

A20. 可能です。

Q21. 上場株式の遺贈寄附の申し出があり、永久的に寄附株式の配当金を原資として寄附目的事業へ充ててほしいと申出者から要望があった。「国立大学法人及び大学共同利用機関法人が株式及び新株予約権を取得する場合の取扱いについて（通知）」（平成 29 年 8 月 1 日付 29 文科高第 410 号）において、株式を取得後は換金可能な状態になり次第速やかに売却することが求められているが、「特段の事情」として、寄附により取得した株式について、その配当金等を原資として寄附目的に充てることを想定したものであるなど、一定の期間において株式を保有することが寄附目的である場合は必要な期間保有し続けることが可能とされているが、この「一定期間」はどこまで認められるのか。また、「永久的に寄附株式の配当金を原資として寄附目的事業へ充ててほしい」という寄附者の意向によって、受け入れた株式を売却できないということはあるか。

A21. 具体的にどの程度の期間保有するかは、寄附者の目的を考慮しつつ大学内で適切に御判断ください。なお、「国立大学法人及び大学共同利用機関法人が株式及び新株予約権を取得する場合の取扱いについて（通知）」（平成 29 年 8 月 1 日付 29 文科高第 410 号）の【別添】の 3.（1）※ 2 にも記載されているとおり、予め寄附者との合意がある場合には、国立大学法人等は、当該寄附目的が終了していない場合においても、その達成状況に配慮しつつ、当該株式の全部又は一部を売却する事が出来ます。こうしたことから、株式の寄附を受ける場合には、永久的な保有はできないこと、株式の価額の下落等の理由で株式を売却する場合があることをあらかじめ寄附者との間で合意頂いた上で受入れていただくことが適切と考えられます。

Q22. 国立大学法人等の土地等を第三者に貸し付けることは可能か。

A22. 可能です。

国立大学法人等の土地等（土地、建物その他の土地の定着物及びその建物に附属する工作物等）は、以下の 3 つの態様で貸付けを行うことが可能です。

- ・ 貸付の内容が、法第 22 条第 1 項各号又は第 29 条第 1 項各号の業務規程の範囲内又は当該業務に係るもの
- ・ PFI 事業に関して土地等の貸付けを行うもの
- ・ 国立大学法人等の業務の遂行に支障のない範囲内で、文部科学大臣の認可を受けて、現に使用されておらず、かつ、当該国立大学法人において将来的な使用予定はあるものの、当面これらのために使用されることが予定されていないものの貸付けを行うもの

なお、いずれの貸付け態様においても、

- ・ 国立大学法人等の本来業務に支障が生じないこと
- ・ 公共的な性格を持つ国立大学法人等として、貸付け等の内容・相手先について、国立大学法人等の長が当該国立大学法人等の土地等の管理を行う上で適当と認めるものであること
- ・ 一部の者のみに便宜を図っているかのような疑念を抱かれないよう、適正な対価の徴収の設定、必要な学内手続の実施等、社会通念上適切と考えられる対応を行うこと等に留意をすることが必要です。（平成 29 年 3 月 1 日付け事務連絡「国立大学法人及び大学共同利用機関法人の土地等を貸し付ける場合の取扱いについて」参照）

Q23. 土地等の貸付を行う際に文部科学省への認可申請手続きは必要か。

A23. 国立大学法人等の業務の遂行に支障のない範囲内で、現に使用されておらず、かつ、当面これらのために使用されることが予定されていないものの貸付けを行う場合は、事前に、国立大学法人法第 33 条の 3 又は第 33 条の 4 に規定する文部科学大臣の認可を受ける必要があります。

Q24. 国立大学法人法第 33 条の 3 又は第 33 条の 4 により、第三者への土地等の貸付認可申請の具体的手続はどのように行うのか。

A24. 認可手続きは、例年、概ね 12 月認可と 3 月認可の 2 回のスケジュールにて実施しています。（必要性が認められる場合、上記の日程によらず個別に認可を行う場合もあるため、必要に応じて、国立大学法人支援課まで御相談ください。）なお、認可にあたっては、A22. に記載の留意点のほか、令和 6 年 4 月 1 日付け 6 文科高第 2 号「国立大学法人法

施行規則の一部を改正する省令、国立大学等の授業料その他の費用に関する省令の一部を改正する省令及び国立大学法人会計基準の一部を改正する告示の施行等について（通知）」に基づく申請書の提出及び認可基準を満たす添付書類が必要であり、申請する場合は、少なくとも申請年度中に文部科学省に構想等の事前説明を実施してください。また、申請が確定していない場合であっても前広に事務相談を受け付けておりますので、検討されている場合は、国立大学法人支援課までご連絡・ご相談をお願いします。

Q25. 国立大学法人法第 33 条の 4 に基づく貸付計画の認可対象はどのようなものか。

A25. 個別の土地等を貸付けるために認可を行う、第 33 条の 3 による土地の貸付けと異なり、第 33 条の 4 は、貸付を行おうとする複数の土地等を、一つの「計画」としてまとめて申請し、包括的に認可を受ける制度です。あらかじめ土地等の貸し付け計画の認可を受けることで、個別の貸付けについて文部科学大臣の事前認可を受ける必要がなくなり、複数の土地等を複数回貸付ける場合にも届出により速やかに行うことが可能となります。一方、認可に当たっては、貸付先の用途や対価の算定方法など、第 33 条の 3 に基づき個別の認可で実施していた事項と同旨の内容について確認する必要があるため、計画であっても第 33 条の 3 と同様の情報が申請時点で整理されている必要があります。

Q26. 土地等を第三者への貸付をする際に、具体の貸付期間や貸付先の用途が定まっていなものを国立大学法人法第 33 条の 3 又は第 33 条の 4 として申請することは可能か。

A26. 認可基準第 3 条に基づき貸付範囲等の確認を行っているため、申請の段階で、貸付期間・貸付先用途も含め、大学の想定する具体的内容を記載いただく必要があります。

Q27. 寄附により取得した土地を譲渡する際の必要な手続き等はあるか。

A27. 国立大学法人法第 31 条第 2 項第 6 号において、「重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画を変更しようとする場合、文部科学大臣の認可をうけること」とされており、寄附により取得した土地も重要な財産に該当するため、国立大学法人法が定める中期計画に基づき文部科学大臣の認可を受ける必要があります。なお、譲渡後の文部科学省への報告については、報告対象が「国の出資した土地」であるため、寄附により取得した土地の譲渡報告は不要です。

Q28. 大学が国から出資された土地を第三者に譲渡した際に、当該土地譲渡収入を用いて代替地の用に供する土地を取得した場合には、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構への納付は免除されるのか。

A28. 大学等が出資された土地の資産価値の減少や機能低下とならない、土地同士の交換、又はそれに類するものである場合には、2 分の 1 納付免除を認めています。

「国立大学法人等が出資された土地を譲渡したときに独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に納付すべき金額を算定する基準(平成 16 年 3 月 31 日文部科学省告示第 52 号)」の第 2 条第 2 号に規定する「代替地の用に供する土地の取得が必要となる土地の譲渡その他の特別の事情がある土地の譲渡」の具体的な運用のうち、納付免除の取扱いについては、以下の類型に整理しています。(平成 31 年 3 月 29 日付け事務連絡「国立大学法人及び大学共同利用機関法人が出資された土地を譲渡したときにおける独立行政法人大学改革支援・学位授与機構への納付免除の取扱いについて」参照)

①-1	土地 → 土地	土地の交換（免除）
①-2	土地 → 土地	土地譲渡収入による土地の取得（免除）
②	土地 → 土地+建物	土地譲渡収入による土地の取得と施設整備

②については、土地譲渡収入＝国費相当との認識から、国として相応の理由をもって判断を行う必要があるため、文部科学省の「国立大学等の大規模整備事業に関する連絡調整会議」で個別事案ごとに審議することとしております。

また、2分の1納付が免除されていても、土地譲渡収入と代替地取得額に大きな乖離が認められる場合などには、「文部科学大臣が土地の譲渡を行った国立大学法人等の長と協議して定める金額」の納付が必要となる場合があることに留意する必要があります。

Q29. 法人化後に寄附や自己資金により取得した土地を処分することで生じた収入についても、一定の金額を独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に納付しなければならないのか。

A29. 納付する必要はありません。

国立大学法人法第7条第4項において、「譲渡により生じた収入の範囲内で文部科学大臣が定める基準により算定した額に相当する金額を独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に納付すべき旨の条件を付することができる」とされている土地は、政府が出資したものを対象としています。そのため、国立大学法人が法人化後に寄附や自己資金により取得した土地を処分する際には、本条文の適用はありません。

Q30. 大学の子会社（出資先）があげた収益を、その大学に寄附することはできるのか。

A30. 可能です。

大学の子会社（出資先）があげた収益を、その大学に寄附することについては、一般論として禁止されておりません。

出資事業

Q31. 国立大学法人はベンチャーキャピタル（VC）を設立してもよいのか。

A31. 産業競争力強化法第21条に基づき、全ての国立大学法人等は、「認定特定研究成果活用支援事業者」として認定を受けたVCを出資によって設立することができます。

また、大学等自らVCを設立しなくても、特定研究成果活用支援事業計画の認定を受けたファンドであれば、民間がGP（General Partner 無限責任組合員）となっているファンドであっても、それに対して出資をすることが令和4年度から可能となっています。

これらに関しては、「国立大学法人等からVC又はファンドへの出資に関するQ&A」を作成し、文部科学省HP(※)に掲載していますので参考にしてください。

※産学官連携関係通知等：https://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/sangaku/sangakuc.htm

Q32. 国立大学法人が、海外事務所を現地法人化し、その現地法人に出資をして、得られた利益を回収することは可能か。

A32. できません。

国立大学法人は、国立大学法人法第22条第1項第6号から第9号の規定により出資を

行い、株式を取得することが認められています。それ以外の方法により金銭や現物等の出資を行い、株式を取得することは、現行法上認められていません。

Q33. 国立大学法人は、別の国立大学法人が発行する大学債を買えるのか。

A33. 国立大学法人等が別の国立大学の大学債を買うことはできません。国立大学法人法第35条の2において準用する独立行政法人通則法第47条第1項に規定する「文部科学大臣の指定する有価証券」については、「国立大学法人及び大学共同利用機関法人の業務上の余裕金の運用に関し文部科学大臣の指定する有価証券の指定について」（平成20年3月28日通知）にて通知しております。当該通知に記載があるとおり、国立大学法人等の発行する債券は、国立大学法人等の業務上の余裕金の運用に関し文部科学大臣の指定する「特別の法律により法人の発行する債券」には該当しないため、国立大学法人等が別の国立大学法人等の発行する債券を購入することはできません。

収益事業

Q34. 国立大学法人は収益を伴う事業は行えないのか。

A34. 一定の留意のもと可能です。

国立大学法人等は、国立大学等を設置し、教育研究活動を行うことを目的とした法人であり、かつその運営に係る経費として国立大学法人運営費交付金が措置されていることから、「収益事業」を実施することはできません。ただ、これは、国立大学法人法に規定される業務と離れて、直接の収益を目的とした別の業務を行うことができないという趣旨であって、国立大学法人法に規定された業務を行う中で、受益者に対し費用の負担を求め、結果として、収益を伴うことまでを否定するものではありません。どのような取組が業務の範囲内に当たるかどうかについて一律に定めることは難しいですが、基本的には、

- ・その取組を行うことが、教育研究活動上必要である、又はその取組を行うことが教育研究活動の活性化、効果の最大化に寄与する
- ・大学等の教育研究活動の成果の普及・活用促進を目的としている
- ・大学等の広報、教職員等の福利厚生、法人の資産の有効活用等を目的とした、法人の内部管理業務と考えられる取組であるなどの場合には、業務の範囲内の取組であるとされます。各国立大学法人等においては、実施しようとする取組について、当該取組をどのような理由により実施し、また、国立大学法人法の業務に関するいずれの規定に基づくものと整理するのかにつき、検討を行い、社会的な説明責任を果たすこと等が求められます。（具体的なケースについては Q35～Q39）

なお、上記の考え方については、「国立大学法人等が実施することのできる「収益を伴う事業」の考え方について」（平成28年3月31日付事務連絡。文部科学省高等教育局国立大学法人支援課・研究振興局学術機関課）においてお示ししています。

Q35. 大学が民間企業や個人に対して法律相談業務等を行って、対価を得ることはできるのか。

A35. 一定の留意のもと可能です。

収益を伴う事業についての基本的な考え方は A34.のとおりです。その上で、大学等の教育研究活動等の成果を社会に広く普及させ、その活用を促進する取組を行うことは、国立大学法人法第 22 条第 1 項第 5 号「当該国立大学における研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること」及びその附帯業務に該当するものとされます。そのため、大学等の教育研究活動の成果を活用して、質問にある法律相談業務を行い、それで対価を得ることについては一般的には可能です。一方で、国立大学法人等がこれらの取組を行う場合には、あくまでも、教育研究活動等の成果の普及・活用促進を目的とするのであって、設置・運営する大学が行う教育研究活動等と離れて、これらの取組を行うことはできないことに留意する必要があります。また、これらの取組を実施するに当たっては、教育研究活動の成果が学外で活用された結果を法人にフィードバックさせ、大学等の教育研究活動の更なる質の向上につなげることを十分に意識することが望まれます。

Q36. 大学の施設・設備等に命名権（ネーミングライツ）を設定することはできるのか。

A36. 一定の留意のもと可能です。

収益を伴う事業についての基本的な考え方は A34.のとおりです。その上で、大学等の広報、教職員等の福利厚生、法人の資産の有効活用等を目的とした、法人の内部管理業務と考えられる取組については、国立大学法人法第 22 条第 1 項第 1 号「国立大学を設置し、これを運営すること」及びその附帯業務に該当するものとされます。質問の大学の施設・設備等に命名権（ネーミングライツ）を設定することは一般的には当該業務に該当するものと考えられます。一方、およそ国立大学法人の教育研究活動に支障を来すようなものとならないよう留意した上で実施されることが必要です。

Q37. 学内に設置された教職員等用の保育施設に、地域の幼児を受け入れることは可能か。

A37. 一定の留意のもと可能です。

収益を伴う事業についての基本的な考え方は A34.のとおりです。その上で、学内への保育施設の設置については、多くの法人において、教職員等への福利厚生を目的として行われていますが、その上で、当該施設の保育体制上、学外からも受入れ可能な場合には、大学の判断において、地域の幼児を受け入れることは可能です。また、各種の助成制度を活用する上で、地域枠があらかじめ設定された事業所内保育所を設置することもできます。

Q38. 大学のパンフレットなどの出版物や敷地内に企業広告を掲載し、広告収入を得ることはできるのか。

A38. 一定の留意のもと可能です。

収益を伴う事業についての基本的な考え方は A34.のとおりです。その上で、民間企業等の広告については、例えば、以下のような事例については、国立大学法人等が自主的な判断のもと実施をすることができる業務の範囲内の取組であるとされています。（ただし、実施に当たっては、各地方公共団体の定める条例・規則等に反しないことをあらかじめ確認することが必要です。）

- ・ 掲示板や学内誌、学内者への配布物等に、教職員への福利厚生や学生の生活支援に資する情報として企業広告を掲載すること
- ・ 大学等の教育研究活動の成果を活用して事業を行う事業者（法人発ベンチャー等）のバナー広告を、大学等の教育研究活動の成果の普及・活用促進や大学の広報活動の一環として大学等のホームページ等に掲載すること

- ・民間企業等によるサービスの対価として、金銭の支払に代えて、当該民間企業の広告を学内や大学等のホームページ上に設置すること
- ・寄附を受けた民間企業等の広告を、寄附に対する謝礼として学内掲示板、ホームページ等に掲載すること
- ・共同研究の相手方である民間企業等の広告を学内に掲載すること
- ・その他、国立大学法人等の公共性、公益性や品位を損なうことがないと、社会通念に照らし、法人が説明責任を果たしうる範囲において、民間企業等の広告を、大学等のホームページや掲示板等に掲載すること

Q39. 国立大学法人が、学外の学術団体（学会）の運營業務（事務局業務等）を受託し、収益を得ることは可能か。

A39. 一定の留意のもと可能です。

学術団体の活動内容が、大学の教育研究業務に関連しているのであれば、可能です。国立大学法人の業務として、国立大学法人法第 22 条第 1 項及び第 10 号において、「当該国立大学法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の当該国立大学法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。」が規定されており、本件はそれに当たると考えられます。国立大学法人法に規定された業務を行う中で、収益を得ることは否定されるものではありません。

人 事

Q40. 国立大学法人の役員の報酬や職員の給与は国家公務員の給与に準じて決定しなければならないのか。

A40. 旧国立学校の取り扱いとは異なり、国立大学法人等の役員の報酬及び職員の給与は、各大学等が自主的・自律的に決定すべきものであり、各大学等に委ねられるものです。

役員の報酬の支給基準については、国立大学法人法第 35 条の 2 により準用する独立行政法人通則法第 50 条の 2 の規定により、支給基準を定める際に「国家公務員の給与及び退職手当、民間企業の役員の報酬等、当該国立大学法人等の業務の実績その他の事情を考慮して定められなければならない。」とされており、職員の給与の支給基準についても、国立大学法人法第 35 条の 2 により準用する独立行政法人通則法第 50 条の 10 の規定により、支給基準を定める際に「一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける国家公務員の給与等、民間企業の従業員の給与等、当該国立大学法人等の業務の実績並びに職員の職務の特性及び雇用形態その他の事情を考慮して定められなければならない。」とされています。そのうち、国家公務員の給与は、毎年度の人事院勧告を踏まえた一般職の職員の給与に関する法律の改正状況のほか、例えば、「国家公務員給与等実態調査」の調査結果等が参考となり、民間企業の役職員の報酬及び給与は、「民間企業における役員報酬（給与）調査」及び「職種別民間給与実態調査」の調査結果等が参考となります。

また、総務大臣が定める「国立大学法人等の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について（ガイドライン）」に基づき公表することにより、各大学は給与水準等の状況を明確かつ具体的に説明し、文部科学大臣は責任を持って検証を行うことにより、国民に対する説明責任を十分に果たすこととされています。

なお、指定国立大学法人は、専ら教育研究に従事する職員の給与その他の処遇につい

ては、当該職員が行う教育研究の内容及び成果についての国際的評価を勘案して行うものとしています（国立大学法人法第 34 条の 5 第 2 項）。

Q41. 学長の報酬をより高い報酬に設定することは可能なのか。

A41. 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）において、「法人の長の報酬については、法人の事務・事業の特性を踏まえ当該人物が長に就任することにより法人の事務・事業がより一層効果的かつ効率的に実施されると見込まれ、かつ、当該人物の能力・経歴・実績等にふさわしい水準の報酬を設定する必要がある場合には、事務次官の給与より高い水準の報酬を設定することも可能とする。ただし、主務大臣による長の任命に際して報酬水準の妥当性を十分に検証するものとする。」とされており、学長の報酬についても適用されることから、例えば、新たに事務次官の給与より高く報酬を設定し、外部の人材を学長に招へいすることも可能です。

Q42. 職員の初任給決定や昇格、昇給制度は国家公務員の基準より有利に設定することは可能か。

A42. 国立大学法人の職員の給与等の支給の基準については、各大学が自主的・自律的に決定すべきものであり、国家公務員と異なる基準を定めることも可能です。

ただし、運営費交付金による退職金の予算措置については、国立大学法人の職員を国家公務員であると仮定した場合に計算される退職金の額（以下、「再計算の額」という。）としており、独自の給与制度によった結果、再計算の額以上に退職金を支給することとなる場合は、各大学において超過分を措置することが必要です。

Q43. 無期雇用職員等の給与は運営費交付金から支出しなければならないのか。

A43. 無期雇用職員等の給与は、運営費交付金や自己収入、外部資金なども含め、大学全体の収入により支払われるものであり、運営費交付金から支出しなければならないという制限はありません。

Q44. 承継職員等の給与を運営費交付金から支出しなければ当該職員の退職金相当額の予算が措置されなくなるのか。

A44. 退職金の予算措置の対象となるのは、承継職員（国立大学法人法附則第 4 条の規定に基づき、国の職員から国立大学法人の職員に移行した者）及び承継職員の退職に伴う補充職員（以下、「承継職員等」という。）として整理され、退職金対象者台帳に掲載されている職員であり、給与がどの経費により支弁されているかを問うていません。

Q45. 例えば U R A（リサーチアドミニストレーター）や社会福祉士などの職種を新たに設けた場合、退職金の予算措置はされないのか。

A45. 承継職員等として整理され、退職金対象者台帳に掲載されている職員であれば、職種を問わず退職金の予算が措置されます。

なお、退職金の予算措置の額は、国家公務員であると仮定した場合に計算される退職金の額であり、法人化後に新たに設けた職種で、国家公務員に同様の職務内容の職がない場合は、行政職（一）の俸給表を適用させて計算することとなります。

Q46. クロスアポイントメント制度と兼業との違いは何か。

A46. 兼業は、大学等の規定に則り、研究者等の個人が所属機関の許可等を受け、本務外として本務に支障がない業務内容・業務時間の範囲で兼業先の業務に従事することです。

他方、クロスアポイントメント制度は、組織間の協定締結や雇用契約の調整等を行うもので、コストと時間がかかるものの、業務内容・時間や施設・設備の相互利用、知的財産権の取扱いについて組織間で事前に調整し、また、出向元の研究、教育、大学運営等に係る業務の負担の軽減を盛り込むものです。その際には、出向先における業績等のクロスアポイントメント制度の実施に伴う実績を適切に評価することなどの、組織的なサポートを組み込むことも有意義と考えられます。

Q47. クロスアポイントメントを活用する際の留意点は何か。

A47. 大学と他機関（企業を含む）の双方において自機関の関係規程を確認し、必要な規程等の整備を行い、双方の規程をもとに両機関の協議を経て、その合意に基づき協定書、契約書等の内容を取り決める必要があります。取り決めの際には、クロスアポイントメント制度を活用する本人が不利益を被らないよう、両機関においても留意してください。

Q48. 海外機関とのクロスアポイントメント制度適用に当たっての留意点は何か。

A48. 特に留意すべき点として、年金・医療保険、所得税関連については以下の点にご注意ください。なお、年金等を出向元、出向先の双方で支払うことを否定はしませんが、制度の趣旨を踏まえると、年金等について煩雑不利にならないようどちらかで一括して支払う（支払った機関の社会保険制度等を適用）ことを推奨しています。

①年金保険

原則として、出向元又は出向先である国が日本国との間に社会保障協定を締結している場合には、出向先の国の社会保障制度に加入することとなりますが、5年以内の期間の場合は、引き続き出向元の社会保障制度に加入し、出向先の社会保障制度の加入が免除されます。また、国家公務員共済組合員が海外大学へ出向する場合には、引き続き共済に継続加入となります。（例外として、社会保障協定で個別に規定されている場合は、その内容に従ってください。）

②医療保険

原則、年金保険と同様の取扱いとなります。なお、医療保険を含む社会保障協定を締結していない国から日本へ出向する場合は、日本の公的医療保険に加入することとなります。

③所得税

租税条約を適用することによって二重課税を防ぐことができます。

Q49. クロスアポイントメント制度適用教員に実際に労働災害事例等が発生した場合、認定や手続等については出向元、出向先どちらの事業所が対応するのか。

A49. 実際に事故が発生した事業所で認定や手続等が行われます。なお、仮に事業所Aが一括で労災保険料を支払っている場合に、事業所Bで事故が発生し認定や手続等が行われていても、保険料は全額支払っているものとして労災給付額が算出されます。

Q50. クロスアポイントメント制度を適用する場合の給与決定の方法はどのようになっているのか。

A50. クロスアポイントメント制度を活用する教職員の給与は、大学等と他機関（企業を含む）双方において、協定の内容や労働条件等の調整・協議を経て合意した内容に基づき決定されます。また、給与について、雇用契約を締結するまでに教職員の同意を得ておく必要があります。

なお、クロスアポイントメントにより他機関（民間企業を含む）から支払われる給与は、大学等における給与水準と同程度になることを前提にするのではなく、受け入れる他機関への貢献度に応じた給与を提示することが推奨されます。このため、例えば、他機関から支給される給与に自大学の給与規定を超える部分があった場合は、当該差分はインセンティブとして当該教職員に支給することが考えられます*。

*「クロスアポイントメント制度の基本的枠組みと留意点【追補版】」（2020年経済産業省 文部科学省）

https://www.mext.go.jp/content/20200626_mxt_sanchi01-mext_00750_1.pdf

Q51. 国内の国立大学教員をクロスアポイントメント制度などで海外において勤務させた場合、共済の福祉事業（貯金事業・各種保険事業）の一部が制限されることとなるが、何か対応策はあるか。

A51. 現状、共済の福祉事業は国内運用のみを想定した制度となっております。例えば貯金事業については、円以外の通貨の取扱いはできませんし、保険事業については、補償内容によっては海外で適用できないものがあります。また、海外銀行からの口座引き落としの問題や、各種申請書類等を外国語対応するための費用が必要になるなどの問題もあります。現状では海外勤務者にとって福祉事業の一部が制限されることとなりますが、海外勤務者の人数と国内勤務者の人数の比率等の変化を見定めつつ今後、対応策を検討していきたいと考えております。

産学連携

Q52. 民間企業等との共同研究、受託研究を実施するに当たり留意すべき点は何か。

A52. 共同研究、受託研究を実施するに当たっては、大学組織や研究者個人の利益相反に留意することが必要であり、組織としての体制を構築することが求められます。組織対組織の本格的な共同研究を実施するに当たっての留意点を「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン^{※1}」としてまとめています（平成28年11月30日）。

外国企業との共同研究等を行う場合、適切なアプローチに基づく連携を進める必要があります。「意図せざる技術流出」を防ぐために遵守しなければならない法令・規則等、実務的な留意事項等を「大学・国立研究開発法人の外国企業との連携に係るガイドライン（中間とりまとめ）^{※2}」（内閣府策定：令和元年6月28日）としてまとめています。

また、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について^{※3}」（統合イノベーション戦略推進会議決定：令和3年4月27日）に基づき、研究の健全性・公正性（研究インテグリティ）のための適切なリスクマネジメントに努めてください。

※1 https://www.meti.go.jp/policy/innovation_corp/guideline.html

※2 <https://www8.cao.go.jp/cstp/openinnovation/procurement/guideline.pdf>

※3 https://www.mext.go.jp/a_menu/kagaku/integrity/index.html

Q53. 大学が企業等との産学連携を行う形態として、共同研究、受託研究、寄附の3類型以外にどのような形態が考えられるのか。

A53. 産学連携の形態は国が大学に対し規則化したり制度化したりしたものではありません。したがって各大学にて独自の産学連携の形態を作ることが可能です。

例えば、技術相談や学術コンサルティング、受託研究員制度、共同研究講座・寄附講座といった活動は多くの大学で行われており、また従来型の共同研究とは異なる枠組みで運用される「指定共同研究制度[※]」といった新しい産学連携の仕組みを各大学が自ら作り運用されています。

※「組織」対「組織」で取り組む新たな共同研究制度。比較的大規模な共同研究で、進捗・管理から成果報告までを大学が組織としてフォローしていくもの。

Q54. 民間企業と共同研究契約を締結するに当たり知財の帰属等について、留意すべき点はあるか。

A54. 共同研究契約の締結に当たっては、内容等について事前に企業等と十分協議し、柔軟に対応することが必要です。知財の帰属等を含む柔軟な共同研究契約を締結するに当たっての参考として、共同研究契約書のモデル及び特定モデルを選択する際の考え方を提示しています（さくらツール[※]：平成29年度及び平成30年度作成）。

※ https://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/sangaku/1403194.htm

その他、国からは以下の考え方が示されています。

・大学知財ガバナンスガイドライン

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/daigaku_gov/governance_guideline.html

・OIモデル契約書（大学編）

<https://www.jpo.go.jp/support/general/open-innovation-portal/index.html>

Q55. 特許権の共有において、第三者への実施許諾の条件等は、共有者間の契約で自由に定めることはできるか。

A55. 特許法第73条第3項には「特許権が共有に係るときは、各共有者は、他の共有者の同意を得なければ、その特許権について専用実施権を設定し、又は他人に通常実施権を許諾することができない」との定めがありますが、共有者間の契約により「同意」を得ることができるのであれば、その条件等は自由に定めることができます。第三者への実施許諾の条件等については、A54.に記載のさくらツール、大学知財ガバナンスガイドライン、OIモデル契約書（大学編）において、考え方が示されていますので参考にしてください。

Q56. 共同研究及び受託研究の実施に当たり、教職員（承継職員等、URAを含む）・学生等について、エフォートに基づく人件費を経費として企業等に求めることはできるのか。

A56. 可能です。

共同研究及び受託研究は、当事者間で合意した契約により実施されるものであり、法令で規定するものではありません。したがって、教職員（承継職員等、URAを含む）・学生等を産学連携に参画させることについても国がこれを規定するものではありません。

一方、学生は教職員とは異なることから、産学連携に従事させる場合には、一定の配慮が必要となります※。

※ 前記「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン（追補版）」（令和2年6月30日）を参照。

https://www.meti.go.jp/policy/innovation_corp/gudeline_tsuihoban.pdf

Q57. 共同研究及び受託研究の実施に当たり、承継職員等についてエフォートに基づく人件費を経費として企業等から徴した場合、それによって運営費交付金が減額されることはないか。

A57. 減額されることはありません。

共同研究収入、受託研究収入及び特許収入等の外部資金の増加については、大学の増収努力であり、国立大学法人の運営費交付金の算定に影響しません。

承継職員等の人件費は、運営費交付金でしか支弁してはならないというものではなく、大学が企業等から多様な形で資金を呼び込み、それにより支弁することは問題ありません。また、これにより当該職員等の給与に影響が生じ、当該職員の退職時における退職金の額の算定に影響を及ぼすこともあり得ますが、国から措置される退職金分の予算が増減されるということはありません。

Q58. 企業等との共同研究における間接経費の算定は自由に設定することができるか（科研費等の競争的研究費の一般的な割合である 30%を上回っても良いか）。また、間接経費の算定についてどのような点に留意すべきか。

A58. 多くの国立大学法人では、企業等との共同研究に際して、共同研究に直接的に必要な「直接経費」に加え、産学連携の推進を図るための経費や、直接経費以外に必要な経費及び管理的経費等といった名目の経費として、「間接経費」を算定するルールを設けており、こうしたルールは国立大学の法人化以降に、各大学が独自に導入してきたものであるため、各大学においてその割合を自由に設定することができます。

また、今後の産学連携活動の発展に向けた将来への投資や、そうした活動に伴うリスクの補完のためのコストを、「戦略的産学連携経費」として設定する例もあります。

いずれの場合も、産業界から、コスト負担に当たって、必ずしも十分な説明が尽くされていないと受け止められているケースもあるため、間接コストの直接コストに対する比率の適正化や、「戦略的産学連携経費」の導入に当たっては、学内外への説明を丁寧に、かつできる限りエビデンスに基づいて進めることが重要です。この際、どのようなコストが、間接コストの比率や「戦略的産学連携経費」の設定に当たって考慮されているかを、直接コストとの関係において整理し、実際の試算に基づいた比率をエビデンスとして提示することで、説得力のある説明を行うことができます。

なお、一律に間接コストの比率を設定するのではなく、研究やマネジメントの実態に応じたきめ細かい設定を行うことも、透明性の向上の観点から有効な場合もあります。

Q59. 企業等との共同研究費を本部事務局が学内部局に予算配分する際、直接経費のみを配分し、間接経費については本部事務局が負担している管理費等の経費を差し引いた上で学内部局に別途配分するといった運用はできないか。

A59. 間接経費を含めて学内部局に配分する方法等どのように予算配分するかは、学内の状況に応じて学内ルールに則って行うことが可能です。

Q60. 寄附により新株予約権を取得することはできないのか。

A60. 寄附により株式を取得することについては、A16 のとおり、換金可能な状態になり次第可能な限り速やかに売却することなど一定の留意のもと法的に可能ですが、同様に寄附により新株予約権を取得することも可能です。

また、取得した新株予約権を現金化する過程において、当該新株予約権の権利行使をして株式を取得することは、準用通則法第 47 条における業務上の余裕金の運用制限の

対象とはならないため、可能です。

一方、新株予約権の権利行使により取得した株式の保有については、寄附により株式を取得した場合と同様、新株予約権の権利行使による株式の取得後、特段の事情なく保有し続けることは法の趣旨に鑑み適切ではないことから、原則として、換金可能な状態になり次第可能な限り速やかに売却することが求められること等の留意点があります。

Q61. 国立大学法人が法人発ベンチャー等の企業を支援することを目的に、寄附以外に、知的財産権の許諾、直接金銭の出捐又は現物（権利を含む）の譲渡、その他サービスの提供（不動産の貸付けを含む）を行い、代わりに株式又は新株予約権を取得することは出資行為に当たるため国立大学法人法 22 条の規定によりできないのか。

A61. 一部については一定の条件のもと可能です。科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成 20 年法律第 63 号）では、大学等の研究開発の成果を活用した事業を行う法人発ベンチャーに対して、大学等の有する知的財産権の移転、設定又は許諾、技術的な指導又は助言、その保有する施設又は設備の貸付け等の支援を行うよう努めることとしており、その支援の対価として一定の条件下で当該法人発ベンチャーの株式又は新株予約権を取得及び保有することが可能であるとされています。また、このように取得した株式又は新株予約権については、その保有期間について特段制限をしておらず、法人の判断で長期保有も可能です。

【参考】

平成 31 年 2 月 25 日付け事務連絡「国立大学法人及び大学共同利用機関法人が株式及び新株予約権を取得する場合の取扱いについて」

※国立大学法人等の研究成果を活用した法人発ベンチャーへの支援の対価として得る株式・新株予約権の取扱いについては、平成 29 年 8 月 1 日通知ではなく、平成 31 年 2 月 25 日事務連絡によることとされている。

Q62. 「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」に記載されている「戦略的産学連携経費」（今後の産学官連携活動の発展に向けた将来への投資や、そうした活動に伴うリスクの補完のための経費）や、特許収入のような年度によって激しく変動する収入を会計年度を繰り越して使用することができないのではないのか。

A62. 企業との交渉により、直接経費や間接経費等の実質的な研究経費のほか、「戦略的産学連携経費」を求めることは可能です。

「戦略的産学連携経費」を含めた共同研究の経費及び知財収入は、法人全体の利益として出した上で、目的積立金として繰り越し、翌事業年度以降に使用することが可能です。目的積立金とすることで戦略的・計画的に執行することができます※。

※「産学官連携による共同研究強化のためのガイドラインを理解するための FAQ」（2022 年 3 月 18 日 経済産業省 文部科学省）を参照。https://www.meti.go.jp/policy/innovation_corp/guideline.html

Q63. 大学の産学連携組織を外部法人化することは可能か。その際、大学が当該外部法人に出資することは可能か。

A63. いずれも可能です。

国立大学法人法第 2 2 条に基づき、国立大学法人は、A31.に記載のベンチャーキャピタル、ファンドのほか、下記の事業を実施する者に対して出資することが可能です。

【成果活用促進事業】

大学の技術に関する研究成果を実用化するための民間事業者との共同・受託研究、大学

が実施する大学の技術に関する研究成果を実用化するための民間事業者との共同・受託研究の企画・あっせん

【特定大学技術移転事業】

大学の技術に関する研究成果の民間事業者に対する移転（特許権の実施許諾等）

【研究成果活用事業】

大学の研究成果を活用したコンサルティング、研修・講習等

【教育研究施設管理等事業】

大学が保有する教育研究施設等の管理、他の研究機関等による利用の促進

したがって、外部法人の事業が上記の事業のいずれかに該当する場合は、国立大学法人が文部科学大臣の出資の認可を受けることにより、当該外部法人への出資が可能となります。ただし、特定大学技術移転事業については、出資の認可の前に外部法人が特定大学技術移転事業の実施計画について承認を受けた者（承認TLO）である必要があります。なお、一の外部法人が上記の事業のうち複数を実施することも可能です。

Q64. 民間企業との共同研究又は受託研究において、研究終了後に経費に残金があった場合、当該企業に残金を返還する必要はあるか。

A64. 大学と企業との契約の内容によります。返還義務を付さない契約を行った場合は返還の必要はありません※。

※「産学官連携による共同研究強化のためのガイドラインを理解するためのFAQ」（2022年3月18日 経済産業省 文部科学省）を参照。https://www.meti.go.jp/policy/innovation_corp/guideline.html

Q65. 民間企業との共同研究又は受託研究において、企業の経費の支払いを後払いとすることは可能か。

A65. 大学内部のルール及び企業との契約の内容によります。

経費の納付に関するルールは各大学で決めることであり、必ずしも前払いでなければならぬというものではありません。

国立大学法人評価・中期計画

Q66. 評価・改善のプロセスを機能させるため、国立大学法人評価の結果に対してインセンティブを与えるような制度や仕組みはあるのか。

A66. 第3期中期目標期間評価の結果については、「法人運営活性化支援分」として第4期中期目標期間の運営費交付金の算定に活用しています。

なお、国立大学法人評価は、大学の継続的な質的向上を促進することを目的としており、各法人におかれては、この趣旨を踏まえ、評価結果を教育研究その他の活動の改善のために役立てるとともに、自らの基本理念や長期的な目標の点検に活用されることが期待されます。

Q67. 国立大学法人評価は認証評価をもって代えられないか。

A67. 国立大学法人評価は国立大学法人法に基づき、各法人の中期目標の達成状況を評価するものである一方、認証評価は学校教育法に基づき、評価機関が定める大学評価基準を満たしているかどうかの評価を行うものです。これら国立大学法人制度の一環としての評価と、大学として一定の水準を保証する認証評価は、その制度の趣旨が異なるため、

認証評価で国立大学法人評価を代替することはできません。

なお、法人における負担軽減の観点から、国立大学法人評価における教育研究評価に係る実績報告書において、認証評価結果をそのまま根拠資料やデータとして用いることを可能としており、認証評価を国立大学法人評価に活用することも可能となっています。

Q68. 大学ポートレート等は、国立大学法人評価で活用されるのか。

A68. (独) 大学改革支援・学位授与機構が行う教育研究評価において、大学ポートレートで収集する、学生受入れ・在籍状況、教員に関するデータ等に加え、国立大学法人等の教育研究評価に使用するために各法人から提出されたデータを基に資料を作成しています。資料は、法人に提供し自己評価の参考として活用いただくとともに、評価者に提供することで分析を行う際の参考情報として活用しています。

Q69. 当期総損失が発生すると国立大学法人評価で評定が下げられるのか。

A69. 法人評価では、数値のみをもって課題事項を付したり、評定を下げたりしているものではありません。損失が生じた要因について、ヒアリングや書面による質問を通じて確認した上で、課題事項とすべきかどうか判断されています。その際、金額が大きい小さいかは関係ありません。なお、評定についても、課題事項があることにより直ちに下がるわけではなく、課題事項の重大性も含め、状況等を総合的に勘案し判断しています。

Q70. 個人情報漏えいや研究不正等の不祥事が発生すると国立大学法人評価に影響があるのか。

A70. 国立大学法人評価では、不祥事が発生したことのみをもって課題事項を付したり、評定を下げたりしているものではありません。不祥事が発生した要因等について、ヒアリングや書面による質問を通じて確認し、法人の運営上の問題があると認められる場合等に課題事項を付すこととしています。なお、評定についても、課題事項があることにより直ちに下がるわけではなく、課題事項の重大性も含め、状況等を総合的に勘案し判断しています。

Q71. 学生の入学定員や収容定員が充足率を満たしていない、あるいは超過している場合、国立大学法人評価に影響があるのか。

A71. 第4期中期目標期間評価においては、実施要領のとおり、学生定員の未充足や超過について、一定の基準に基づき確認を行う予定です。定員の未充足あるいは超過が生じた要因について、ヒアリングや書面による質問を通じて確認した上で、課題事項とすべきかどうか判断されます。

Q72. 会計検査院から意見表示等がなされた場合、国立大学法人評価に影響があるのか。

A72. 国立大学法人等に対し会計検査院からの意見表示等がなされた場合、意見表示等がなされたことのみをもって課題事項を付したり、評定を下げたりしているものではありません。その事案が発生した要因等について、ヒアリングや書面による質問を通じて確認し、法人の運営上の問題があると認められる場合等に課題事項を付すこととしています。

Q73. 次にについて記載した中期計画が認可されたことをもって、当該事項の認可が得られたと考えてよいのか。(重要な財産の処分等/積立金の使途/新学部を設置)

A73. それぞれ、以下のとおりとなります。

- 概ねそのとおりです。重要な財産の処分等(重要な財産を譲渡し、又は担保に供すること)については、中期計画のうち「重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画」を定めることをもって、重要な財産の処分に係る文部科学大臣の認可を受けることが可能です。なお、上記以外の単なる廃棄を行う場合、認可を得る必要はありません。
- 積立金(剰余金)については、中期計画が認可されたことをもって、その使途についての認可も得られたこととなりますが、剰余金の額(目的積立金)については、事業年度ごとに文部科学大臣の認可が別途必要となります。
- 新学部等の設置や既存学部等の改組については、大学設置・学校法人審議会による審査が別途必要となります。なお、中期計画において教育研究組織やそれらの収容定員を掲載する別表については、大学設置・学校法人審議会の審査後(設置・改組の決定後)に変更の手続を行うこととなります。

Q74. 中期計画に記載した重要な財産の処分等について、中期目標期間内に処分に至らなかったが、引き続き処分したいと考えている場合、次期中期計画に再度記載して差し支えないか。

A74. 差し支えありません。

政府調達

Q75. 国立大学法人は、政府調達協定の適用を受けるのか。

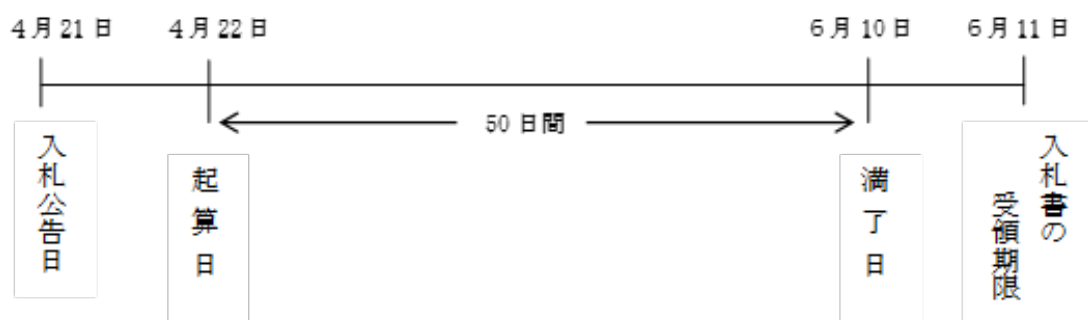
A75. 国立大学法人等は政府調達協定の適用対象機関なので、政府調達協定及び運用指針の適用を受けることとなります。

このため、一定の基準額(※1)を超える調達を行う場合には、入札公告を入札締切の50日以上前に官報に掲載しなければならないなど、国と同等の調達手続を行う必要があります。

50日の算定については、公告等の日及び受領期限等の日を含めずに算定をします。(下記、例参照)

なお、改正協定の全面発行と、各法人の業務方法書及び会計規程等の改正により、公告期間を40日以上とすることが可能となりました。さらに、一部の分野(※2)においては、電子的手段(インターネット等)を活用することにより、最大15日間の入札公告期間の短縮(※3)ができ、最短25日間とすることが可能となりました。

(例:入札公告期間の場合)



※1 適用基準額は、2年毎に決定され、外務省のHPで確認できます。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/shocho/chotatsu/kijyungaku2024.html>

※2 「一般物品及び一般特定役務」及び「コンピューター製品及びサービス」

※3 短縮規定は改正協定第11条の5に定められており、以下の条件を満たす数に五を乗じた日数を短縮することが可能です。

(a) 調達計画の公示を電子的手段により行うこと。

(b) 入札説明書の全体を調達計画の公示を行った日から電子的手段により入手することができるようにすること。

(c) 当該調達機関が入札書を電子的手段により受領すること。

Q76. 国立大学法人を政府調達適用外機関にすることはできないか。若しくは、適用契約を限定（例えばコンピューター製品のみ）することはできないか。

A76. 現状、国立大学法人は政府調達協定の対象機関です。

同協定は国際約束であり、その適用範囲の変更には政府間の交渉等が必要となるため、令和7年度現在、見直しは困難です。

Q77. 政府調達における「教育サービス」とは、どのようなものが考えられるのか。

A77. CPC分類921「初等教育サービス」、922「中等教育サービス」、923「高等教育サービス」、924「成人教育サービス」に記載されているサービスが該当します。

例えば、CPC分類では923「高等教育サービス」のうち92390「その他の高等教育サービス」は「大学の学位又はこれと同等の資格をもたらす教育サービス」とされていますので、学位又は資格の判断基準になる、単位の取得の対象となる授業を外部委託するような場合は、協定の適用を受けることとなります。

なお、国立大学法人が行う業務の遂行上必要な調達について、協定の「教育サービス」の適用対象となるかどうかは一概に言えず、個別に相談願います。

Q78. 特に情報システムの政府調達を行う場合に、期間が非常に長いため、その間に新たな技術の製品化等が行われることが多々あり、同じ費用で高機能・高性能の機器等の導入の機会を逃していると考えるが、この点について、改善を行う方法はないか。

A78. 調達に当たっては、政府調達協定及び運用指針等に基づき最低限必要とされている入札公告等の日数を確保した上で、調達手続を進める必要がありますが、仕様書に記載する上での留意事項として、

「提案する機器及びソフトウェアは入札時点で原則として製品化されていること。入札時点で製品化されていない機器及びソフトウェアにより応札する場合には技術的要件を満たすこと及び納入期限までに製品化され納入できることを証明できる書類を添付すること。なおこれらの成否は技術審査による。」

と記載することで、高機能・高性能の機器等の導入の機会を確保することも考えられます。

ただし、あくまで納入期限までに製品化され納入できなければなりませんので、注意が必要です。

なお、「A75.」に記載のとおり、改正協定の全面発行等により公告期間を40日以上とすることが可能となりました。さらに電子的手段（インターネット等）を活用すること

により期間の短縮が可能ですが、一部の分野（※1）は適用外のため、40 日以上公告期間が必要です。

※1 「スーパーコンピューター」及び「電気通信機器及びサービス」、「医療技術製品及びサービス」

Q79. 政府調達において、入札公告は官報を用いて行っているが、多くの時間とコストを要している。官報によらず大学の HP で入札公告を行うことは可能か。

A79. 現状は政府調達協定及び日 EU 経済連携協定により、入札公告を含め政府調達に関する手続は、官報により行うこととなっておりますので、大学の HP でのみ行うことはできません。

Q80. 国立大学法人は、会計法など国の会計法令の適用を受けるのか。

A80. 国立大学法人等は各法人で定めている規則等が適用されるため、会計法や予算決算及び会計令などの国の会計法令の適用は受けません。

このため、政府調達協定の対象とならない一定の基準額（A75. 参照）以下の調達を行う場合には、電子購買システムや公開見積合わせなど、国と比較して柔軟な調達方法、手続を行うことが可能です。

なお、その際、国立大学法人等は税金を投入されている公的な法人であることから、透明性、競争性、公正性を確保した手続を行うことが要請されることに留意が必要です。

限られた財源の中で、最大限の効果を上げるためには調達の費用対効果を優れたものとする必要があることから、国立大学法人等においても積極的な調達改善の取組を行うことが重要と考えられます。国においても、会計法令の制限内ではありますが、各省庁ごとに調達改善計画を作成し、柔軟な調達を行うべく調達改善の取組を行っているところです。

（参考）文部科学省における調達改善の取組例

共同調達、価格交渉、インターネット取引、ネットオークション(売払いの場合)など

Q81. 契約方法について、世界最高水準の研究を行うに当たり、世界最高水準の機器を取得したい場合でも、随意契約によらず、最低価格落札方式が推奨されるのか。

A81. 世界最高水準という事由だけで随意契約とすることはできません。調達しようとする機器が政府調達協定の適用を受ける場合で且つ協定で定める随意契約の事由に該当しない場合、又は大学が学内規定で定める随意契約の事由に該当しない場合は一般競争入札を行う必要があります。

また、一般競争入札を実施する場合、最低価格落札方式だけでなく、価格に加え、物品等の性能、機能、技術等を総合的に評価し、調達機関にとって最も有利な申込みをした入札者を落札者とする総合評価落札方式をその導入目的等により、必要性に応じて、採用することが可能です。

Q82. 国立大学法人の一般競争入札において、予定価格調書の作成は必須なのか。

A82. 予定価格とは、契約を締結する際に、予算の範囲内で、最も経済的な調達をするために、その契約金額を決定する基準となるものです。このため、競争入札を行うに当たっては、予定価格調書の作成は必要不可欠です。

Q83. 国立大学法人の調達では、公募や企画競争による調達手続について、制約又は方針はあるのか。

A83. 制約や方針はないので、各国立大学法人が規程等で独自の実施方法を定めることが可能です。

ただし、国立大学法人は税金を投入されている公的な法人であることから、透明性、競争性、公正性を確保した手続を行うことが要請されることに留意が必要です。

Q84. 入札公告、落札者等の公示等の官報掲載日はいつでもよいのか。

A84. 入札公告、落札者等の公示等の官報掲載日は、政府調達協定上の定めはありませんので、国立大学法人は国立印刷局の定める掲載可能日に適宜掲載を行うこととなります。

なお、令和元年7月23日付け事務連絡「政府調達に関する協定」等に基づく官報の共同掲載の活用について」にて周知のとおり、国立印刷局による共同掲載日が用意されている「調達予定の公示」及び「落札者等の公示」については、経費削減の観点から共同掲載日に100%掲載することが目標とされていますので、当該事務連絡の主旨をふまえ、積極的にその活用に取り組むようお願いいたします。

【文部科学省の官報掲載日】

官報公告等の種類	官報掲載日
調達予定の公示（※）	毎月1、11、21日【共同掲載日】 当該日が休日に当たる場合は、以後の平日
資料提供招請に関する公表 意見招請に関する公示 随意契約に関する公示	毎月1、6、11、16、21、26日 当該日が休日に当たる場合は、以後の平日
入札公告	毎月1、6、11、16、21、26日 当該日が休日に当たる場合は、以後の平日
落札者等の公示（※）	毎月1、11、21日【共同掲載日】 当該日が休日に当たる場合は、以後の平日

（※）事務連絡で、共同掲載の活用に取り組むとしている公示

その他

（組織）

Q85. 学内組織の設置については、全て文部科学省の認可（あるいは許可）が必要となるのか。

A85. 国立大学における、学内組織の設置等について、学部、学科、大学院及び研究科、専攻については、大学設置・学校法人審議会を確認を行っておりますが、例えば、学内規定に基づいて設置される「附置研究所・センター」などについては、文部科学省の認可（許可）を受けることなく、設置、変更及び廃止することが可能です。

- Q86. 学部等の設置においては、公私立よりも厳しい基準での審査が行われているのか。
- A86. 国立大学の組織の設置については、大学設置・学校法人審議会において、教育の質等の確認が行われますが、その基準等は、公私立同様、学校教育法あるいは大学設置基準等に基づいて行われますので、国立大学のみ厳しい基準で行っていることはありません。
- Q87. 外部資金等を財源として有期雇用している特任教員（特命教員）は、大学設置基準上の基幹教員及び大学院設置基準上の研究指導教員、研究指導補助教員とすることができるか。
- A87. 任期を付した契約の教員を基幹教員及び研究指導教員、研究指導補助教員とすることは可能です。
（参考）大学の設置等に係る提出書類の作成の手引き※
※https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ninka/shinsei.htm
- Q88. ダブルディグリーや私費プログラムを拡大し留学生を増やしたいが、定員管理上留意すべき点はあるか。
- A88. 学生の定員は、下記の法令に基づき、留学生も日本人学生と同様に定員内で管理をするものです。
（参考）大学設置基準（昭和31年10月22日文科科学省令第28号）
（第5章収容定員）
第十八条
1 （略）
2 収容定員は、教員研究実施組織、校地、校舎等の施設、設備その他の教育上の諸条件を総合的に考慮して定めるものとする。
3 大学は、教育にふさわしい環境の確保のため、在学する学生の数を収容定員に基づき適正に管理するものとする。
- Q89. 国立大学法人が設置・運営する宿泊施設は、旅館業法の対象となるか。
- A89. 旅館業法上、施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる場合、旅館業法の営業許可を得る必要があります。旅館業に該当する「営業」とは、社会性をもって反復継続しており、その対象が特定人か不特定人であるかを問わず、宿泊料を受けて人を宿泊させている場合をいいます。
国立大学法人が設置する宿泊施設による宿泊については、教育研究活動に資する目的で大学関係者を対象とすることのみをもって、旅館業法の適用外と整理することは困難と考えます。なお、国立大学法人が設置・運営する宿泊施設について旅館業の許可が必要になるかは、個別の営業実態を踏まえ、管轄の保健所において判断することとなります。

(参 考) 各項目に関する問合せ先
TEL : 03 - 5253 - 4111 (代表)

- 予算に関すること
高等教育局 国立大学法人支援課 総括係
- 決算に関すること
高等教育局 国立大学法人支援課 財務分析係
- 資産運用、出資事業、収益事業に関すること
高等教育局 国立大学法人支援課 法規係
- 人事に関すること
(給与に関すること) 大臣官房 人事課給与班
(共済に関すること) 大臣官房 人事課福利厚生室
(クロスアポイントメントに関すること) 科学技術・学術政策局 産業連携・地域振興課
- 産学連携に関すること
(運営費交付金に関すること) 高等教育局 国立大学法人支援課 総括係
(株式等の取得・保有に関すること) 高等教育局 国立大学法人支援課 法規係
(その他産学連携に関すること) 科学技術・学術政策局 産業連携・地域振興課
- 国立大学法人評価・中期計画に関すること
高等教育局 国立大学法人支援課 国立大学戦略室
- 政府調達に関すること
大臣官房 会計課総務班 企画渉外係
- 組織・定員に関すること
高等教育局 国立大学法人支援課 支援第四係
- 補助金の執行・授業料免除に関すること
高等教育局 国立大学法人支援課専門職付 (補助金担当)